

宇土市社会体育施設リスク分担表

種類	内容	負担者	
		教育委員会	指定管理者
物価変動	人件費, 物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理, 運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対, 訴訟, 要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理, 運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理, 運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治, 行政的理由による事業変更	政治, 行政的理由から, 施設管理, 運営業務の継続に支障が生じた場合, 又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風, 豪雨, 洪水, 地震, 落盤, 火災, 争乱, 暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う, 施設, 設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による臨時休館等に伴う運営リスク		協議
保険の負担	建物に係る損害保険	○	
	施設に係る損害賠償保険		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延(市⇒指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者⇒業者)によって生じた事由		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの(小規模なもの) ※小規模なもの=修繕費が1件につき30万円未満のもの		○
	〃 (上記以外)	○	
	指定管理者の故意又は過失による備品の損傷若しくは滅失によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
第三者による業務の実施	指定管理者が, 甲の承認を得て業務の一部を委託し, その委託業者の責めにより発生した指定管理者の損害及び増加費用		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩, 犯罪発生		○

事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
指定の取消し又は一部停止	指定管理者の責めにより, 取消し等の処分を受けた場合に発生した指定管理者の損害及び増加費用		○
	上記以外のもの(市が市施設の供用を廃止又は休止した場合)	○	
	指定管理者の責めにより, 取消し等の処分を受けた場合に発生した市の損害及び増加費用		○
	不可抗力による指定の取消し等	協 議	